

## 【ワクワクワーク講師養成講座】

### 受講規約

本規約は、オーガニック料理教室ワクワクワークの講師となる方が遵守すべき事項を定めたものです。以下事をよくお読みいただき、これにご承諾ください。本規約への同意・承認は、オーガニック料理教室ワクワクワークが講師として認定する前提条件となります。

#### 第1条（名称）

1. 当社は、「株式会社ごはんのこと」と称し、オーガニック料理教室ワクワクワークを運営しています。（以下、ワクワクワーク）
2. 「講師養成講座」とはワクワクワークが開講する講座で、食について学びたい18歳以上の方を対象とする講座です。「講師養成講座」各コース、「食のお話アドバイザー養成講座」を含めた総称となります。
3. 「オーガニック滋養ごはん講座」、「滋養おやつ教室」、「未来の「台所力」育成講座・親子クラス未来の台所力育成！子ども料理教室＜幼児クラス＞」、「未来の台所力育成！子ども料理教室＜小学生クラス＞」、「お話の会（食育講座）」、「赤ちゃんからはじめる食育講座（別名：離乳食が気になるママのための食育講座）」、「これから働くママのための食育講座」、「働くママのための食改革はじめの一歩講座」、「おにぎりワークショップ」、「おにぎりキャラバン」とは、認定講師が自宅等で開講するワクワクワークの理念に基づいた食育講座・料理教室のことです。
4. 「認定講師」とは、受講希望の「講師養成講座」各コース、または「食のお話アドバイザー養成講座」の講習を受けて認定された方のことをいいます。

#### 第2条（事業内容）

ワクワクワークは、食育の普及を目指し、食育講座の開講、講師養成の開講、食育に関わる事業を行います。

#### 第3条（運営）

ワクワクワークは、運営に必要となる業務について、外部に委託することができます。

#### 第4条(講師養成講座)

1. 講師養成講座は、食について学びたい18歳以上の方が対象で、随時開講致します。
2. 講師養成講座は随時開講し、初日の受講から9ヶ月以内に受講を終えることとします。期間内に認定とならず、受講を延長する場合の再受講費は50,000円となり、受講期間が1年半延長となります。ただし、出産、病気等による場合は柔軟に考慮する場合があります。  
同時開催中のレッスンへの振替、および、次期開講のクラスへの振替は無料で受講いただけます。  
それ以降の振替は有料(個別レッスン対応含む)にて受講となります。(有料振替受講15,000円)

#### 第5条(受講手続き)

1. 講師養成講座へのお申込みは、メールおよび書面等何かしらの意思表示により行うものとします。
2. 事務局より受付のメールをお送りしますので、既定の期日までに、指定の口座にご請求金額を納入してください。入金を確認した時点で、受講手続き及び契約を完了と致します。
3. 納入金後の受講者の都合によるキャンセルの場合、返金はできませんのであらかじめご了承ください。
6. ワクワクワークが申込者の申込みを承諾した後であっても、虚偽の記載があった場合、指定する期日までに経費の支払いが確認できない場合、ワクワクワークが別途定める審査基準に満たない場合、ワクワクワークは申込みの承諾を撤回することができます。

#### 第6条(認定講師)

講師養成講座を修了し、認定証を授与された方は、『ワクワクワーク認定講師』となります。

認定講師は別途『ワクワクワーク認定講師規約』に基づきます。

以下、第7条～第13条に『ワクワクワーク認定講師規約』より抜粋。

#### 第7条(認定講師契約と契約期間)

1. ワクワクワークと認定講師との契約は、認定証交付の際に契約同意書を取り交わし、成立します。契約期間は、契約した年の年末までです。
2. 契約の更新は毎年1月に行うものとします。事務局からの契約更新案内に従い、更新料10,000円支払った場合に契約を更新します。期日までに更新料の支払がない場合は、ワクワクワークとの認定講師契約を解除したものとみなし、以降認定講師としての活動はできません。

## 第8条(知的財産の規則と保護)

1. 講師養成講座に含まれる教授内容、本講座において提供される教材、デザイン、図面、レシピなど一切の著作物その他の情報についての権利は、すべてワクワクワークに帰属し、認定講師はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。
2. ワクワクワークの書面による事前許可を得ずして、ワクワクワークの著作物の一部または全部を、あらゆるデータ蓄積手段(印刷物、DVD、CD、テープレコーダーおよび電子メディア等)により複製及び転載することを禁じます。
3. 認定講師は、ワクワクワークが明示的に許可する場合を除き、いかなる方法においても、第三者に対して、ワクワクワークの著作物や情報について、頒布、販売、譲渡、貸不、修正、翻訳、使用許諾などを行ってはなりません。
4. 本条は、認定講師がワクワクワークとの契約中だけではなく契約解除後にも遵守しなければなりません。万一、著作権の侵害が発覚した場合には、ワクワクワークは損害賠償を請求することができます。

## 第9条(サービスの停止、休止、閉鎖)

天災、不測の事故、法令の制限・改廃、行政指導、社会情勢、経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した場合、ワクワクワークは、サービスの停止、休止、または閉鎖することができます。この場合、認定講師には、ワクワクワークに対し、いかなる損害賠償請求権もありません。

## 第10条(事故に対する責任)

認定講師が開講した教室における損害、盗難、その他の事故について、ワクワクワークは一切責任を負いません。認定講師には、上記事故に関し、ワクワクワークに対してなんらの損害賠償請求権もありません。

## 第11条(認定講師の事業、行為の責任)

認定講師が営む事業、行為の責任、内容について、ワクワクワークは一切責任を負いません。

## 第12条(禁止事項)

1. 単独でまたは第三者との合同において、ワクワクワークの運営に介すること。

2. ワクワクワークのサービスを本規則および別途定める規則に則らない方法により名義のいかんを問わず第三者に使用させること。

#### 第13条(認定講師資格の停止及び解約等)

認定講師に以下の事項が発生した場合、ワクワクワークは認定講師のサービスの利用権資格は奪(除名)、停止することができます。除名された方や解約希望者は解約予定日までに、Web上、名刺、パンフレットなどから『ワクワクワーク認定講師』としての肩書のすべてを削除しなければなりません。

- ①本規約またはワクワクワークが別途定めた規定に違反した場合
- ②申込み時に申告した内容に虚偽があった場合
- ③料金の支払いが規定よりも遅延した場合
- ④登録された緊急連絡先やメールアドレスへ連絡をしても3日間以上応答がない場合
- ⑤ワクワクワークまたはほかの認定講師の名誉、信用、秩序を著しく毀損した場合
- ⑥ワクワクワークの運営を妨害する行為があった場合
- ⑦公序良俗に反する行為があった場合
- ⑧暴力団等反社会的勢力またはこれらの密接交際者、及び過去に民事・行政問題等に関し違法な行為・不当な要求を行った履歴のある者などに関わる活動、政治活動、宗教活動、ネットワークビジネス等にワクワクワークのサービスを利用した場合。
- ⑨法令及び条例に違反する利用をした場合
- ⑩その他認定講師の行為につき、ワクワクワークが除名を相当と考えるに至った場合。

#### 第14条(個人情報の取り扱い)

- 1. ワクワクワークは、受講希望者、認定講師およびメールマガジン登録者の個人情報について守秘義務を負い、原則として個人情報を本人の事前同意なく利用しません。ただし、ワクワクワークに関連するサービスおよび情報を提供する場合に、使用することがあります。
- 2. ワクワクワークは、以下の場合を除き、個人情報を第三者に対して開示しません。

- ①法令等により、開示が求められた場合。
- ②人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合。
- ③国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行する

ことに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

3. 講師養成講座の受講者は、複数名で本講座を受講した場合、他の受講者から取得した一切の個人情報について、いかなる第三者にも開示または漏洩してはならないものとします。ワクワクワークは受講者による他の受講者の個人情報の取り扱いに関して、一切の責任を負わないものとします。

#### 第15条(保証)

1. 本講座は、受講者が講義内容を習得することを保証するものではありません。
2. 講師として認定となった場合も、講師等仕事の依頼を保証するものではありません。
3. 講師として認定となり、アシスタント業務を開始する場合、メイン講師・サブ講師のふたり体制を基本とし、別途規定の対価をワクワクワークより支払います。経験などを踏まえ、順次金額改訂を行います。また、オンラインクラスは別途対価を定める場合があります。
4. 講師として認定となり、自宅などで教室開講する場合、ワクワクワークの定める最低金額以上(講座ごと別途定める。)での開講とする。

#### 第16条(講座の中止・中断および変更)

1. ワクワクワークは、本講座の運営上やむを得ない場合には、本講座の運営を中止・中断できるものとします。
2. 前項の場合には、ワクワクワークは本講座の中止または中断後10日以内に、当該受講生に納入金を返金致します。但し、ワクワクワークの責任は支払い済みの納入金の返金に限られるものとし、その他一切の責任を負いません。

#### 第17条(通知および同意の方法)

1. ワクワクワークから受講希望者および認定講師への通知は、ワクワクワークからの電子メールもしくは公式ホームページ上の掲示、またはその他ワクワクワークが適当と認める方法により行われるものとします。
2. 前項の通知が電子メールで行われる場合には、登録情報として登録された電子メールアドレス宛へのワクワクワークからの発信をもって通知が完了したものとみなします。登録情報が正確もしくは最新でなかった場合には、ワクワクワークからの通知が不到達となっても、本項に定める時点

で到達したとみなされるものとします。

3. ワクワクワークは、上記いずれかの方法により受講希望者および認定講師からの異議申し立てがない場合、同通知の内容に同意したものとみなします。

#### 第18条(その他)

1. 本規約に定めのない事項については、民法その他法令または商習慣に基づき解決することとします。
2. 本契約に定めのない事項及び解釈に疑義を生じた事項については、協議の上、誠意を以ってこれを解決するものとします。

#### 第19条(事務局)

株式会社ごはんのことは事務局を川崎市幸区中幸町3-31-2 8-05に置くこととします。

#### 第20条(本規約の改定)

株式会社ごはんのことは、必要に応じ、本規約を改定することができます。

2023年8月1日 改定施行

株式会社ごはんのこと 代表取締役 菅野のな